

都道府県地域防災計画における 文化財等の保全に関する記載一覧および抜粋（2017年3月）

（凡例）

- 1 本資料（一覧及び抜粋）は、「総務省消防庁地域防災データベース」に集約されている都道府県地域防災計画（2017年3月段階）のPDF文書に、「文化財」で検索をかけ、抜粋して編集したものである。
<http://www.db.fdma.go.jp/bousaikeikaku/index.html>
- 2 検索・抜粋の方針は下記の通りである。
 - (1) 主として基本計画ないし震災・津波対策編から抜粋した。風水害対策、火災災害対策、原子力災害対策、火山災害対策等に同様の記述があっても重複を省くため抜粋しなかった。
 - (2) 災害の活動体制一覧表、動員配備一覧表、分掌事務一覧表、目次等に「文化財」の語があっても、抜粋しなかった。
 - (3) 「博物館」、「文化施設」、「社会教育施設」では検索をかけなかった。
 - (4) 一覧においては、抜粋した文書の置かれている階層がわかるよう、>マークを用いた。

※ 本資料は、下記メンバーで編集した。

独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室長 岡田健

同 奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室アソシエイトフェロー 中島志保

同 奈良文化財研究所埋蔵文化財センター客員研究員 浜田拓志

都道府県地域防災計画における文化財等の保全に関する記載 一覧(2017年3月)

項目		A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等
都道府県				
1	北海道	○地震・津波防災計画編>第2章 災害予防計画>第2節 地震に強いまちづくり推進計画>第2 建築物の安全化>6/40頁	○地震・津波防災計画編>第3章 災害応急対策計画>第22節 文教対策計画>第3 文化財保全対策/147頁	
2	青森県	○地震・津波災害対策編>第3章 災害予防計画>第18節 文教対策>3 実施内容>(8) 文化財の災害予防/89頁	○地震・津波災害対策編>第4章 災害応急対策計画>第24節 文教対策>2 実施内容>(8) 文化財対策/193頁	
3	岩手県	○本編>第2章 災害予防計画>第9節 建築物等安全確保計画>第1 基本方針>2/1-2-30頁 ○本編>第2章 災害予防計画>第9節 建築物等安全確保計画>第8 文化財の災害予防対策>3 文化財防災組織の編成、訓練等/1-2-32頁~1-2-33頁	○本編>第3章 災害応急対策計画>第25節 文教対策計画>第3 実施要領>8 その他文教関係の対策>(2) 文化財の対策/1-3-177頁	
4	宮城県		○地震災害対策編>第3章 災害応急対策>第22節 教育活動>第12 文化財の応急措置/269頁	
5	秋田県	○第2編 一般災害対策>第1章 災害予防計画>第20節 文化財災害予防計画/124頁~126頁	○第2編 一般災害対策>第2章 災害応急対策計画>第18節 災害ボランティア活動支援計画>第3 災害ボランティアの派遣・受入れ>2 一般ボランティア>(8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助/279頁	○資料編>第5章 災害援護>5-10 災害ボランティア活動支援指針>第2 災害ボランティアの定義>2 一般ボランティア>(8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助/75頁
6	山形県	○震災対策編>第2編 災害予防計画>第5章 災害ボランティア受入体制整備計画>4 専門ボランティア>歴史資料救済ボランティア/67頁 ○震災対策編>第2編 災害予防計画>第20章 文教施設における災害予防計画>4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策/162頁~163頁	○震災対策編>第3編 災害応急計画>第15章 文教施設における災害応急計画>1計画概要 2 文教施設における災害応急計画フロー/333頁 ○震災対策編>第3編 災害応急計画>第15章 文教施設における災害応急計画>5 文化財の応急対策/336頁	
7	福島県	○一般災害対策編>第2章 災害予防計画>第6節 建造物及び文化財災害予防対策>第3 文化財災害予防対策/54頁~55頁 ○一般災害対策編>第2章 災害予防計画>第14節 防災訓練>第2 個別訓練>1 概要/96頁	○一般災害対策編>第3章 災害応急対策計画>第21節 文教対策>第3 文化財の応急対策/273頁	
8	茨城県	○地震災害対策計画編>第2章 災害予防計画>第2節 地震に強いまちづくり>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進>5 文化財保護/52頁 ○資料編>4 中央防災会議>4-5 大規模地震防災・減災対策大綱>4. 様々な地域的課題への対応>(8) 文化財の防災対策/199頁~200頁		
9	栃木県	○震災対策編>第2章 予防>第21節 文教施設等予防対策>第4 文化財災害予防対策/481頁	○震災対策編>第3章 応急対策>第16節 文教施設等応急対策>第7 文化財の保護/567頁 ○震災対策編>第3章 応急対策>第16節 文教施設等応急対策>第8 文化施設における応急対策/567頁	
10	群馬県	○震災対策編>第2部 災害予防>第1章 地震に強い県土づくり>第3節 建築物の安全化>4 文化財の保護/35頁	○震災対策編>第3部 災害応急対策>第14章 その他の災害応急対策>第3節 文化財施設の災害応急対策/213頁	
11	埼玉県	○本編>第6編 事故災害対策編>第12節 文化財災害対策計画/第6編-74頁	○本編>第2編 震災対策編>第2章 施策ごとの具体的計画>第11 県民生活の早期再建>具体的取組>応急対策>7 文教対策>(3) 具体的な取組内容>エ 文化財の応急措置/第2編-258頁	
12	千葉県	○資料編(資料1-19)>5 首都直下地震対策大綱>第2章 膨大な被害への対応~地震に強いまちの形成~>第1節 計画的かつ早急な予防対策の推進>6. その他配慮すべき対策>(2) 文化財保護対策の推進/157頁	○第2編 地震・津波編>第3章 災害応急対策計画>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護/地-3-84 ○第2編 地震・津波編>第3章 災害応急対策計画>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護>5 文化財の応急対策/地-3-86頁	

項目		A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等
都道府県				
13	東京都	<p>○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現 >第5節 具体的な取組>【予防対策】>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進>2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止>(2) 詳細な取組内容>才 美術品等の落下・転倒防止/118頁</p> <p>○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現 >第5節 具体的な取組>【予防対策】>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進>2-4 文化財施設の安全対策/118頁</p>	<p>○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現 >第5節 具体的な取組>【応急対策】>2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止>2-2 社会公共施設等の応急対策>(2) 詳細な取組内容>イ 社会公共施設等の応急対策>(キ) 文化財施設/135頁</p>	<p>○震災編[本冊]>第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)>第3章 安全な都市づくりの実現>第5節 具体的な取組>【復旧対策】>1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復>1-2 社会公共施設等の復旧>(2) 詳細な取組内容>エ 文化財施設/156頁</p>
14	神奈川県	<p>○地震災害対策計画>第3章 災害時応急活動事前対策の充実>第10節 文教対策>【主な事業】>4 文化財の保護/88頁</p>		<p>○地震災害対策計画>第5章 復旧・復興対策>第2節 復興対策の実施>6 生活再建支援>(9) 社会教育施設、文化財等/192頁</p> <p>○地震災害対策計画>第5章 復旧・復興対策>第2節 復興対策の実施>6 生活再建支援>(10) 歴史的公文書の修復等/192頁</p>
15	新潟県	<p>○震災対策編>第2章 災害予防>第33節 文化財の地震防災対策/176頁~177頁</p>	<p>○震災対策編>第3章 災害応急対策>第30節 文化財応急対策/381頁~383頁</p>	
16	富山県	<p>○地震・津波災害編>第2章 地震・津波災害予防対策 >第1節 防災都市づくり>第3 建築物の耐震不燃化の促進>3 建築物の耐震化(県全部局)>(1) 建築物の耐震性確保>イ 公共建築物等の耐震性確保>(イ)/35頁</p>	<p>○地震・津波災害編>第3章 地震・津波災害応急対策>第18節 公共施設等の応急復旧対策>第3 社会公共施設等>5 文化財/236頁</p>	
17	石川県	<p>○地震災害対策編>第1章 総則>第6節 地震対策に関する調査・研究>1 活断層調査>(4) その他/31頁</p> <p>○地震災害対策編>第2章 地震災害予防計画>【地震災害に備える強い組織体制づくり】>第8節 消防力の充実、強化>3 所要地域の警戒措置等>(1) 所要地域の防火のための警戒/84頁~85頁</p> <p>○地震災害対策編>第2章 地震災害予防計画>【地震災害に強い県土づくり】>第18節 建築物等災害予防>4 文化財災害予防/112頁~113頁</p>	<p>○地震災害対策編>第3章 地震災害応急対策計画>第31節 文教対策>文化財対策のフロー/272頁</p> <p>○地震災害対策編>第3章 地震災害応急対策計画>第31節 文教対策>12 文化財対策/272頁</p>	
18	福井県	<p>○本編>第2章 災害予防計画>第7節 火災予防計画>第4 文化財火災予防対策/22頁</p>	<p>○本編>第3章 災害応急対策計画>第19節 文教対策計画>第6 文化財保護対策/131頁</p>	
19	山梨県	<p>○本編>第2編 一般災害編>第2章 災害予防計画>第8節 文化財災害予防対策/41頁~42頁</p>	<p>○本編>第2編 一般災害編>第3章 災害応急対策>第2節 災害関係情報等の受伝達>3 被害情報の収集伝達>(6) 報告の種類・様式>ウ 他の法令に基づく被害報告>⑫/103頁</p> <p>○本編>第3編 地震編>第3章 地震災害応急対策>第2節 地震災害情報の収集伝達>3 被害情報の収集伝達>(5) 報告の種類・様式>イ 他の法令に基づく被害報告>⑬/263頁</p>	
20	長野県	<p>○震災対策編>第2章 災害予防計画>第25節 建築物災害予防計画>第2 主な取り組み>3/79頁</p> <p>○震災対策編>第2章 災害予防計画>第25節 建築物災害予防計画>第3 計画の内容>4 文化財/82頁</p>	<p>○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第29節 建築物災害応急活動>第2 主な活動>2/157頁</p> <p>○震災対策編>第3章 災害応急対策計画>第29節 建築物災害応急活動>第3 活動の内容>3 文化財/158頁</p>	
21	岐阜県	<p>○地震対策計画>第2章 地震災害予防>第21節 文教対策>第2項 文化財保護対策/62頁~63頁</p>	<p>○地震対策計画>第3章 地震災害応急対策>第32節 文教災害対策>第2項 文化財、その他の文教関係の対策/153頁</p>	
22	静岡県	<p>○共通対策の巻>第2章 災害予防計画>第4節 防災知識の普及計画>3 県の実施事項>(3) 県民に対する防災思想の普及/共通-20頁</p> <p>○2 地震対策の巻>第2章 平常時対策>第4節 地震災害予防対策の推進>18 文化財等の耐震対策/地震-38頁</p>		
23	愛知県	<p>○地震・津波災害対策計画>第2編 災害予防>第2章 建築物等の安全化>第4節 文化財の保護/54頁~55頁</p>		
24	三重県		<p>○地震・津波対策編>第3部 発災後対策>第7章 復旧に向けた対策>第3節 文教等対策/348頁~352頁</p>	

項目		A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等
都道府県				
25	滋賀県	○震災対策編＞第2章 災害予防計画＞災害に強い基盤づくりの推進＞第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化＞3 具体的な施策の展開＞(6) 文化財の耐震化の推進／49頁	○震災対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第21節 建造物等応急対策計画＞6 文化財の保護計画／249頁	
26	京都府	○震災対策計画編＞第2編 災害予防計画＞第12章 文化財災害予防計画／163頁～165頁 ○震災対策計画編＞第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画＞第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進＞第2節 文化財保護対策の実施／402頁	○震災対策計画編＞第3編 災害応急対策計画＞第25章 文化財等の応急対策／371頁	○震災対策計画編＞第4編 災害復旧・復興計画＞第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画＞第8節 文化財等の復旧計画／385頁
27	大阪府	○基本対策＞災害予防対策＞第3章 災害予防対策の推進＞第1節 都市防災機能の強化＞第5 文化財／90頁	○基本対策＞災害応急対策＞第6章 二次被害防止、ライフライン確保＞第2節 民間建築物等応急対策＞第4 文化財／232頁	
28	兵庫県		○地震災害対策計画＞第3編 災害応急対策計画＞第3章 円滑な災害応急活動の展開＞第18節 教育対策の実施＞第2 内容＞3 教育対策＞(4) 教育施設の応急復旧対策＞④ 指定文化財等／378頁 ○地震災害対策計画＞第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画＞第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項＞第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策＞第2 内容＞1 不特定多数の者が利用する施設／453頁	
29	奈良県	○地震編＞第2章 災害予防計画＞災害に強いまちづくり＞第13節 建築物等災害予防計画＞第5 文化財建築物等の耐震性向上対策／77頁～78頁 ○地震編＞第2章 災害予防計画＞災害応急対策及び復旧への備え＞第33節 文化財災害予防計画／139頁～141頁 ○地震編＞第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画＞予防計画＞第6節 広域かつ甚大な被害への備え＞第6 文化財保護対策／350頁	○地震編＞第3章 災害応急対策計画＞教育施設計画＞第35節 文化財災害応急対策／316頁～318頁	
30	和歌山県	○地震・津波災害対策計画編＞第3編 災害予防計画＞第18章 文化財災害予防計画／84頁～85頁 ○地震・津波災害対策計画編＞第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画＞第2章 地震発生時の応急対策等＞第1節 地震発生時の応急対策＞4 救助・救援・消火・医療活動／351頁	○地震・津波災害対策計画編＞第4編 災害応急対策計画＞第3章 消防計画＞2 計画内容／(1) 消防情報の収集＞オ／206頁 ○地震・津波災害対策計画編＞第4編 災害応急対策計画＞第13章 文教対策計画＞第6節 文化財等救援・保全活動の計画／311頁	○地震・津波災害対策計画編＞第5編 災害復旧計画＞第1章 施設災害復旧事業計画＞2 事業計画の種別＞(10)／344頁
31	鳥取県	○災害予防編(共通)＞第12部 文教対策計画＞第1章 文化財災害対策／81頁		
32	島根県		○震災編＞第2編 地震災害対策計画＞第2章 地震災害応急対策計画＞第21節 文教対策＞第1 基本的な考え方／330頁 ○震災編＞第2編 地震災害対策計画＞第2章 地震災害応急対策計画＞第21節 文教対策＞第6 文化財の保護／334頁 ○震災編＞第3編 津波災害対策計画＞第2章 津波災害応急対策計画＞第8節 文教対策＞第1 基本的な考え方／499頁	
33	岡山県	○地震・津波災害対策編＞第2章 地震・津波災害予防計画＞第3節 地震・津波に強いまちづくり＞第2項 公共施設等災害予防計画＞第12 文化財／153頁	○地震・津波災害対策編＞第3章 地震・津波災害応急対策計画＞第3節 民生安定活動＞第10項 文教対策計画＞3 対策＞(6) 社会教育施設等の保護＞イ 文化財／282頁	
34	広島県	○震災対策編・地震災害対策計画＞第1章 総則＞第8節 地震被害軽減のための基本的な施策＞4 対策内容＞(2) 生活と社会機能を維持する対策＞ク その他の課題への対応＞(ウ) 文化財の保護／60頁 ○震災対策編・地震災害対策計画＞第2章 災害予防計画＞第2節 防災都市づくりに関する計画＞3 住宅、建築物等の安全性の確保＞(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上／81頁 ○震災対策編・地震災害対策計画＞第2章 災害予防計画＞第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画＞10 文教関係＞オ 文化財の保護 ク 社会教育等を通じての啓発／103頁	○震災対策編・地震災害対策計画＞第3章 災害応急対策＞第13節 文教計画＞7 文化財に対する対策／240頁	

項目		A 災害予防計画	B 災害応急対策計画	C 災害復旧・復興計画等
都道府県				
35	山口県	○震災対策編＞第1編 総則＞第5章 山口県地震防災戦略＞第2節 具体的な取組＞第3項 その他＞1 重要文化財保護と孤立集落対策＞(1) 重要文化財建造物等の耐震化・防災対策の推進／1-5-4頁	○震災対策編＞第3編 災害応急対策計画＞第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画＞第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項＞第8項 文化財保護対策／3-20-13頁	
36	徳島県	○本編＞南海トラフ地震対策編＞第2章 災害予防＞第1節 建築物等の耐震化＞第2内容＞1 建築物の耐震化＞(4)文化財の耐震対策／221頁		
37	香川県	○地震対策編＞第2章 災害予防計画＞第14節 文教災害予防計画／89頁 ○地震対策編＞第2章 災害予防計画＞第14節 文教災害予防計画＞3 文化財の保護／89頁～90頁	○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画／169頁 ○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画＞6 文化財の保護／170頁 ○地震対策編＞第3章 災害応急対策計画＞第23節 文教対策計画＞7 埋蔵文化財対策／171頁	
38	愛媛県	○地震災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第2章 防災思想・知識の普及＞2-2-1 県の活動＞3 県民に対する防災知識の普及＞(2) 社会教育を通じた啓発＞イ 啓発の方法／26頁 ○地震災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第18章 公共土木施設等の耐震対策等＞2-18-13 文化財施設／82頁	○地震災害対策編＞第3編 災害応急対策＞第9章 応急教育活動／143頁	
39	高知県	○地震及び津波災害対策編＞第2編 災害予防対策＞第2章 予防対策の推進＞第4節 建築物等災害予防対策＞4 文化財の耐震対策／46頁		
40	福岡県	○地震・津波対策編＞第2編 災害予防計画＞第2章 防災基盤の強化＞第3節 建築物等の安全化＞第3 文化財災害予防対策／46頁 ○地震・津波対策編＞第2編 災害予防計画＞第3章 県民等の防災力の向上＞第5節 防災訓練の充実＞第4 防災訓練に際しての留意点等／70頁	○地震・津波対策編＞第3編 災害応急対策計画＞第2章 災害応急対策活動＞第19節 文教対策の実施＞第2 文化財応急対策／253頁	○地震・津波対策編＞第4編 災害復旧・復興計画＞第2章 災害復旧事業の推進＞第1節 復旧事業計画＞第11 文化財災害復旧事業計画／265頁
41	佐賀県	○第3編 地震・津波災害対策＞第2章 地震災害対策＞第1節 災害予防対策計画＞第1項 安全・安心な県土づくり＞第4 建築物等の耐震性の確保＞4 文化財／45頁		○第3編 地震・津波災害対策＞第2章 地震災害対策＞第3節 災害復旧・復興計画＞第1項 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進＞2 文化財対策／266頁
42	長崎県	○基本計画編＞第2編 災害予防計画＞第5章 形態別災害予防対策＞第2節 火災予防計画＞4 文化財の火災予防対策／65頁 ○基本計画編＞第2編 災害予防計画＞第5章 形態別災害予防対策＞第5節 建築物災害予防計画＞3 文化財の災害予防対策／75頁～76頁	○基本計画編＞第3編 災害応急対策計画＞第14章 文教応急対策計画＞7 文化財対策／300頁	
43	熊本県	○一般災害対策編＞第2章 災害予防計画＞第6節 文化財災害予防計画／30頁～31頁		
44	大分県	○地震・津波対策編＞第2部 災害予防＞第2章 災害に強いまちづくり＞第5節 建築物等の安全性の確保＞3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保／60頁～61頁 ○地震・津波対策編＞第2部 災害予防＞第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置＞第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実＞2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実＞(7) 文教対策に関する事前措置 ニ／128頁	○地震・津波対策編＞第3部 災害応急対策＞第4章 被災者の保護・救援のための活動＞第11節 文教対策＞6 文化財等の応急対策／312頁	
45	宮崎県		○第1巻＞第2編 地震災害対策編＞第3章 地震災害応急対策計画＞第19節 文教対策＞第2款 文化財保護対策／310頁	
46	鹿児島県	○地震災害対策編＞第2部 地震災害予防＞第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え＞第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備＞第7 文化財や文教施設に関する事前措置／2-2-52頁	○地震災害対策編＞第3部 地震災害応急対策＞第3章 事態安定期の応急対策＞第11節 文教対策＞第3 文化財の保護／3-3-41頁～3-3-42頁	
47	沖縄県	○第2編 地震・津波編＞第1章 災害予防計画＞第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備＞第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実＞(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実＞キ 文教対策に関する事前措置＞(エ)／64頁	○第2編 地震・津波編＞第2章 災害応急対策計画＞第25節 教育対策計画＞6 文化財の保護／141頁	○第2編 地震・津波編＞第3章 災害復旧・復興計画＞第1節 公共施設災害復旧計画＞2 災害復旧事業計画＞(11)／162頁

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

道、市町村及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 国、道及び市町村は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 道、市町村、防災関係機関及び施設管理者は、高層ビル、地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 道及び市町村は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 道及び市町村は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 3 国、道及び市町村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 4 道及び市町村は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 5 道、市町村、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

- 6 国、道及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

道、市町村及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

道、市町村及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 道、市町村、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- 2 道、市町村及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設

- イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。
- エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
- オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

（3）災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては、道及び学校設置者）は、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- （1）保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- （2）公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- （1）給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- （2）給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- 3 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- （1）校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- （2）校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- （3）避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- （4）必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

○ 第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

地震時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

○ **(8) 文化財の災害予防**

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定または委託を受けた県教育委員会及び市町村教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

(6) 学校給食対策

- ア 校長及び市町村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市町村と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。
- イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

○ (8) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

- ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者または管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
- イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市町村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

3 応援協力関係**(1) 教育施設及び教職員の確保**

- ア 市町村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会または県教育委員会へ、教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の私立学校管理者、市町村教育委員会または県へ、教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- ウ 県、県教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合または市町村教育委員会若しくは私立学校管理者からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、他県の教育委員会へ教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。
- エ 県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育について、特に必要があると認めるときは、他市町村教育委員会に応援を要請する。
- オ 応援の要請を受けた上記機関は、これに積極的に協力する。

(2) 教科書・学用品等の給与

- ア 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- イ 県は、自ら学用品等の給与の実施または市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品については東北経済産業局へ、調達について応援を要請する。
- ウ 県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に定める応援調整市町村と連絡調整し、他市町村に応援を要請する。
- エ 応援の要請を受けた上記機関は、これに積極的に協力する。

第9節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 市街地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。

[防火地域、準防火地域指定状況 資料編 2-9-1]

2 公営住宅の不燃化促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

[住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数 資料編 2-9-2]

3 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第3 防災空間の確保

1 緑の基本計画

- 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

- 都市における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

[都市公園の整備状況及び整備計画 資料編 2-9-3]

第4 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

〔指定防火対象物の現況 資料編 2-9-10〕

- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

○ 第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、 考古資料、 有形民俗文化財	○ 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 ○ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡、名勝、 天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

- 県本部長及び市町村本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。
 - (2) 文化財の対策
 - 県本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。
 - ア 文化財の避難
 - イ 文化財の補修、修理
 - ウ 二次災害からの保護措置の実施
- 9 被災児童、生徒の受入れ
- 市町村本部長及び県本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

- 3 市町村は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

○ 第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 県教育委員会は、速やかに国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 県教育委員会は県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 5 市町村教育委員会は市町村指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第20節 文化財災害予防計画

実施機関 県教育庁、市町村（教育委員会）

第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。県及び市町村は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

しかし、歴史的建造物等の貴重な文化遺産は、台風や豪雨などによる倒壊・損壊・流失、さらには火災による焼失記録が残されている。

文化財の災害予防を実施するに当たっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。県及び市町村は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

第2 文化財の指定状況

県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は515件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。特に、8割以上を占める有形文化財・登録有形文化財は、火災に対し極めて脆弱である。よって、火災から文化財の焼失を防ぐための防災能力を高めることが課題である。

【文化財指定等の状況】

(平成25年4月現在)

種 別		国 指 定	県指定	計	
有形文化財	建 造 物	重 文 24	22	46	
	絵 画	重 文 5	24	29	
	彫 刻	重 文 1	53	54	
	工 芸 品	国 宝	1	65	68
		重 要	重文 2		
	書 籍 ・ 典 籍	重 文 1	14	15	
	古 文 書	0	14	14	
	考 古 資 料	重 文 3	56	59	
歴 史 資 料	重 文 1	20	21		
無 形 文 化 財		0	0	0	
民 俗	有 形 民 俗 文 化 財	重有民 6	12	18	
	無 形 民 俗 文 化 財	重無民 16	47	63	
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	39	52
		史 跡	12		
	名 勝		4	1	5
	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物		1	0	3
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物		0	2	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67
天 然 記 念 物		25			
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		1	0	1	
合 計		106	409	515	

種 別	国選択	県選択	計
記録選択無形民俗文化財	22	12	34

種 別	国登録		計
登録有形文化財（建造物）	170件（76か所）		170件（76か所）
登録記念物（動物）	1件（2か所）		1件（2か所）

第3 有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区

1 現 況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成する上でも重要な要素である。平成21年度には、耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行った。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

2 対 策

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性和意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地进行を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第4 有形文化財（建造物以外）

1 現 況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策の他、温湿度管理や防火対策が必要である。また、盗難等に対する防犯対策や人為的な破損・現状変更への対策が必要である。

2 対 策

- (1) 災害から文化財を守る必要性和意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第5 記念物

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険個所の早期発見と改善に努める。
- (3) 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

第6 未指定の文化財

1 現況

県内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。

2 対策

- (1) 所在情報の把握
未指定文化財の所在状況の把握に努める。
- (2) 保管者への助言
ア 文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。
イ 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

第7 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、県民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

【被災古文書等に対する注意事項】

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。
48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。
 - (1) 無理な水洗いをしないこと。
 - (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第18節 災害ボランティア活動支援計画

実施機関

日本赤十字社秋田県支部、社会福祉協議会、
県各部署、市町村、関係機関

第1 計画の方針

大規模地震が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、災害ボランティアの派遣・受入れについて、県及び市町村は社会福祉協議会等関係機関と提携し、効果的な活動が行えるよう体制の整備に努める。

第2 地震災害発生時の体制

県は、県内で大規模な地震が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地に受け入れられるよう、また、被災地におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、地域の災害ボランティア支援センターの設置について県社会福祉協議会を中心としたボランティア関係団体に要請する。

被災市町村は、市町村社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。

なお、支援業務を適切に進めるため、市町村の受入窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市町村庁舎内に設置し、市町村及び市町村社会福祉協議会とNPO等の関係ボランティア団体等が相互に緊密な連携をとれるように努める。

第3 災害ボランティアの派遣・受入れ

1 専門ボランティア

県は、市町村等からの要請あるいは必要があると認める時は、被災地での救援活動に当たるため、あらかじめ所管団体より協力を得て登録している専門ボランティアを派遣する。

災害時における専門ボランティアの活動分野はおおむね次のとおりとする。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

県、市町村は、専門ボランティア以外に主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

災害ボランティア活動支援指針

平成 15 年 3 月 15 日制定
秋田県

第1 目的

県内で大規模な災害が発生した場合、県、市町村等防災行政機関はもとより地域住民の自主的な防災組織が災害応急活動を担うこととなるが、被災者のニーズにきめ細やかに応えるためには、各種ボランティアの組織的な活動が大きな力として期待される。

このため、県、市町村及び関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な事項を定める。

第2 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後の被災者に対する生活や自立の支援、県、市町村及び関係機関等が実施する応急対策の支援を行う、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」とする。

なお、本指針では、ボランティアの態様によって行政等の対応が異なる場合があることから、災害ボランティアを次のように分類する。

1 専門ボランティア

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 ボランティアコーディネーター（専門ボランティア）

- (1) 被災者ニーズの把握、整理、活動メニューの作成
- (2) ボランティア活動申出者の相談指導、受付
- (3) ボランティアの組織化、グループ化、オリエンテーション
- (4) ボランティアの配置調整
- (5) 行政との連絡調整（行政の救援活動状況等の情報収集）など

第3 活動に対する県、市町村の支援

県及び市町村は、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、被災状況、被災地のボランティアニーズの収集を行うとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報を提供するほか、活動資機材の調達や活動拠点となる施設の提供・斡旋に努めるものとする。

また、県は、活動中の補償として必要な災害特約を付加したボランティア保険料を負担するものとする。

第4 秋田県災害ボランティア連絡会議

行政と県内ボランティア関係団体間の連絡調整体制を確立するとともに、災害ボランティア活動に関する必要事項の検討を行うため、「秋田県災害ボランティア連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

第5 災害発生時の体制

県内で大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティア活動が必要と見込まれる場合、県内外から駆け付けてくるボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるとともに効果的な活動が行えるよう、県は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に「秋田県災害ボランティア支援センター」（以下「支援センター」という。）を要請する。

- (ア) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(5) 防災教育

ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。)

イ 県及び市町村は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童、生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。)

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する(具体的な施設の耐震性の強化対策は、本編第16章「建築物災害予防計画」による。)

○ 4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとと

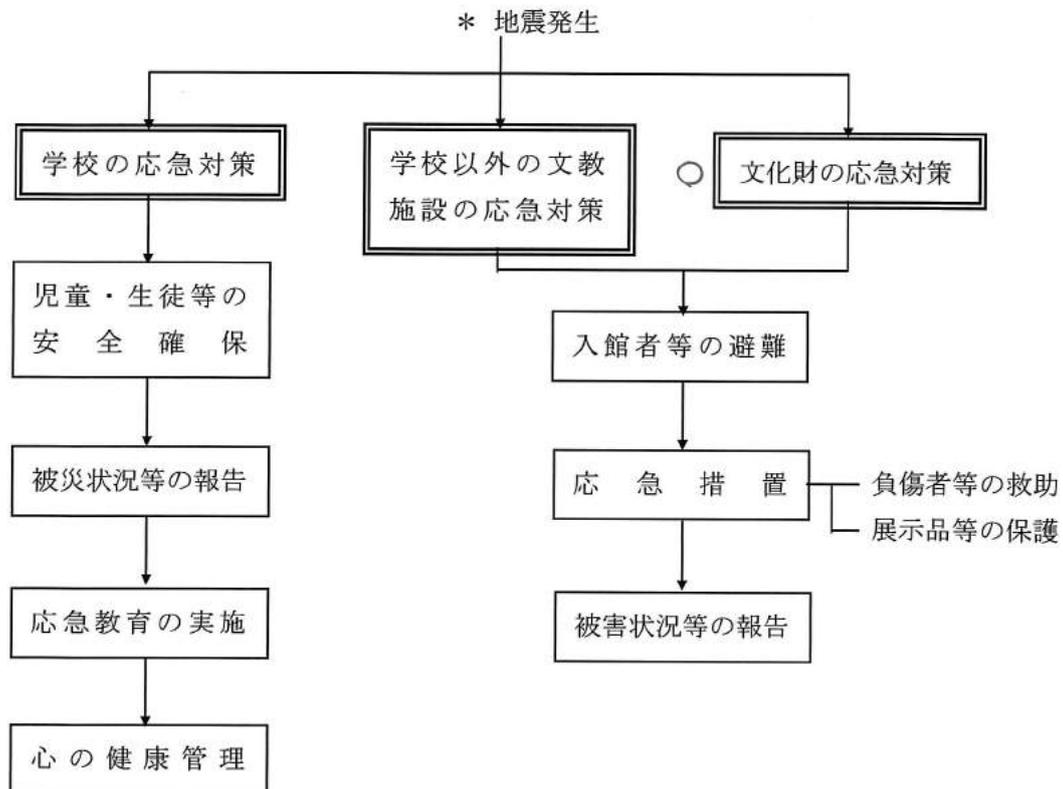
もに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 15 章 文教施設における災害応急計画

○ 1 計画の概要

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

○ 2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市町村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、市町村から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

○ 5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び市町村指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
 - ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
 - イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに所轄市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

(危機管理部、土木部、県教育委員会、市町村教育委員会、消防本部)

【災害発生時の対応については第3章 第21節 文教対策を参照】

都市部の近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促すとともに、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているが、一方、町村部においては、以前として木造建築物が多い。このように本県の建築物は多種・多様であり、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、県・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

県（建築総室）は、既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、国・県・市町村が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

2 公共建築物の対策

県（各施設管理者）及び市町村は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査または検査させて特定行政庁に報告することが義務付けられている。

特定行政庁は、この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

○ 第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

県民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県（文化財課）・市町村教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防機関は、県（文化財課）・市町村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

県（文化財課）・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第14節 防災訓練

(危機管理部、土木部、警察本部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、県及び市町村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

県（危機管理総室）及び市町村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

県においては、13市持ち回り（13市との共催）により実施する総合防災訓練を原則として「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間内に毎年実施するとともに、各地方振興局ごとに市町村との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催している。

また、各市町村においても、市町村単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練

○ 1 概要

県、市町村及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。

により、入学科等を免除する等の特別措置を講ずる。

10 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

○ 第3 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、県教育委員会（文化財班）は、市町村教育委員会や文化財保護指導委員による被害状況報告を受けて以下の応急措置を速やかに市町村教育委員会へ指示し、本修理を待つこととする。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう市町村教育委員会へ指示する。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるよう市町村教育委員会に指示する。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう市町村教育委員会を指導する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第2章 災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

【県（土木部）、市町村、特定建築物の所有者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県等の所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

○ 5 文化財保護

【国（文部科学省）、県（教育庁）、市町村、文化財の管理者】

国、県、市町村及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等の設置を図る。

6 資料、関連項目

(1) 資料

資料8-2 「防火地域、準防火地域の指定状況」

(2) 関連項目

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」第1 建築物の応急復旧

による寸断のため物資供給等が滞ることがないように除雪体制を優先的に確保する。また、地域の状況に応じて、道路の消融雪施設や流雪溝等の整備を進める。

2) 緊急通信ネットワークの確保

- 国、地方公共団体は、通信機器の着氷による故障等の影響を軽減し、住民への緊急情報の伝達手段を確保するため、市町村防災行政無線の屋内戸別受信機の普及を促進する。

3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保

- 国、地方公共団体は、積雪期に避難所生活が長期化する可能性の高い地域における、飲食料や生活必需品等の備蓄・調達体制の強化・充実を図る。
- 地方公共団体は、寒さによる過酷な避難所生活の緩和を目指し、暖房設備の整備や、暖房用燃料の備蓄等を強化する。また、停電等によって暖房設備が使用不能とならないよう配慮する。
- 地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地について、利用可能なオープンスペースが積雪により減少する可能性があることを考慮した用地の確保に努める。

4) 雪崩対策

- 国、地方公共団体は、雪崩危険箇所の調査や公表等情報開示を行うとともに、雪崩防止施設の整備を推進する。さらに、地震後の緊急点検体制の整備や必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策を充実し、二次災害防止を図る。

5) 救助・救出体制の強化

- 国、地方公共団体は、積雪時の家屋の倒壊や雪崩の発生等により自力脱出困難者が雪に埋もれていることも考慮し、地元救助部隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊による救助・救出技術の高度化、救助・救出体制の強化に努める。

6) 建物被害軽減対策

- 揺れによって損傷した建物が、その後の積雪で倒壊することによる人的被災を回避するため、地方公共団体は、積雪荷重による影響を踏まえた被災建築物の応急危険度判定を実施する体制の整備を図る。

○ (8) 文化財の防災対策

- 国、地方公共団体は、文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。
- 地方公共団体は、文化財の所有者等による消火活動や文化財の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の充実を図るとともに、日頃からの訓練等を実施する。

- 地方公共団体は、文化財を含む地域のまちづくりの中で、文化財の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。
- 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。
- 地方公共団体は、津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は、必要に応じて、その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ、当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。
- 地方公共団体は、文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震発生後の対応に配慮する。
- 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- 国、地方公共団体は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて耐震性や液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を進める。
- 国、地方公共団体等は、外国からの来訪者、要配慮者等に対し災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。また、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応

- 大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において他の災害が複合的に発生すること等が考えられることから、国、地方公共団体は、複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、対策を検討する。
- 国、地方公共団体、施設管理者は、大規模地震発生後、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損等の有無について緊急的に点検を実施し、支障がある場合には迅速な補修を行うとともに、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。
- 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処するものとする。

図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県（経営管理部）は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

○ 第4 文化財災害予防対策

火災・事故災害対策編第1部火災対策第2章第2節第5の4に準じ、震災に備えた対策を行う。

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第4条で定められた額以内とする。

4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

〈資料編3-8-1 災害救助法施行細則〉

第6 授業料の減免

1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する。

○ 第7 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市町に通報する。

所有者、管理者が市町の場合の通報責任者は、市町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、地震災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

第8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等を行うなどの応急措置をとる。

第9 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は市町教育委員会に報告する。

第2部 災害予防 第1章 地震に強い県土づくり

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

県、市町村及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

○ 4 文化財の保護

県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3節 文化財施設の災害応急対策

文化財の管理者、県(教育委員会)、市町村

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 県(教育委員会文化財保護課)及び市町村は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉資料編18-1 県内指定文化財一覧表

学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法 【県（文教部、総務部）、市町村】

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

○ **給与の対象**

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○ **給与の実施**

- ・学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。
- ・教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、奨学金貸与の措置 【県（文教部、総務部）】

- 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

○ **エ 文化財の応急措置** 【県（文教部）・市町村】

- 文化財が被災した場合には、県は、地元教育委員会による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

- 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- 文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

【資料編Ⅱ-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】 指定文化財建造物

第12節 文化財災害対策計画 【教育局】

第1 基本方針

1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する県民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

3 現況

県内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財建造物」、及び「指定文化財が集中して所在する場所」（建造物を除く）のとおりである。

【資料編Ⅱ-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】 指定文化財建造物

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

- 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁）

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

(イ) 被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

○ 5 文化財の応急対策（教育庁）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

として重要な役割を担う。また、これらの機関が行う通常業務の中にも、災害時であっても業務継続が必要な業務がある。これらの災害対応業務や業務継続の優先度の高い通常業務を、発災後、適切に実施することが求められる。

したがって、第1章に定める首都中枢機関以外の国、地方公共団体やその他の防災関係機関についても、災害時においても必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、例えば業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の改訂などを行う。

6. その他配慮すべき対策

(1) 長周期地震動対策の推進

首都地域を含む関東平野は厚い堆積層で覆われている。このような地盤条件のところでは、震源が浅く規模の大きい地震が発生した場合、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなることが確認されている。

また、首都地域は、高層建築物や石油コンビナート施設、長大橋など多数の長大構造物が存在する。このような構造物の固有周期は長く、長周期地震動が卓越する地震の場合は共振現象による影響を受けるおそれがある。そのため、国、関係機関は、長周期地震動、及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、必要に応じて長周期地震動対策の充実・強化を図る。

また、臨海部に集積する石油コンビナート地区では、隣接する市街地への被害影響を防止するため、国、地方公共団体、関係事業者は、石油タンクのスロッシングに伴う全面火災の防止対策を推進する。

○ (2) 文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることも重要である。このため、国、関係機関は、所在情報のデータベース化を進めるとともに、文化財所有者の防災についての理解促進を図り、収蔵施設の耐震化を促進するとともに、落下・転倒による破損防止対策や火災焼失防止対策等を進めるほか、必要に応じて安全な場所への移転促進を図る。さらに、被災して損失した文化財を復元するための復元技術の高度化等を進める。また、文化財所有者は、観覧者等の安全確保対策を充実する。

第2節 膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応

1. 避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策

(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進

耐震化・不燃化等による住宅・建築物等の被害の減少は、避難者の発生数の低減に寄与する。水道等のライフラインやエレベータの停止により自宅での居住が困難となるケースにおいても、これらの耐震化や早期復旧対策の実施は、同様に避難者数の低減に寄与する。

したがって、国、地方公共団体、関係事業者等は、住宅・建築物、ライフライン施設等の耐震化等に引き続き重点的に取り組む。

(2) 災害時要援護者に対する支援

地方公共団体は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、災害時要援護者の避難支援を適切に行う。

また、災害時要援護者が外出時に地震に遭うと、様々な困難な状況に直面することが予想されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも災害時要援護者への対応を検討

オ 美術品等の落下・転倒防止

- 都生活文化局は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

○ 2-4 文化財施設の安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所 有 者 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○ 文化財防災点検表を作成
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財所在リストを整備

(2) 詳細な取組内容

- 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。
 - ア 文化財周辺の整備・点検
 - ・ 文化財の定期的な見回り・点検
 - ・ 文化財周辺環境の整理・整頓
 - イ 防災体制の整備
 - ・ 防災計画の作成
 - ・ 巡視規則や要項の作成等
 - ウ 防災知識の啓発
 - ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - ・ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災設備の整備と点検
 - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
 - カ 緊急時の体制整備
 - 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備

- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

○ (キ) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(ク) 都立文化施設・社会教育施設

- 都立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

2-3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
区 市 町 村	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

イ 治山施設等

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局	○ 治山施設の被害状況の把握、施設の応急対策の実施
各 市 町 村	○ 被害情報を収集し都産業労働局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

(2) 業務手順

ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

《都建設局》

- 砂防施設（砂防堰堤、流路工、山腹工等）、地すべり防止施設（集水井、抑止杭、排水工等）、急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設

○ エ 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

オ 都立文化施設・社会教育施設

- 都生活文化局及び都教育庁は、都立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 区 市 町 村	○ 土砂災害防止対策の実施

(2) 詳細な取組内容

- 都及び区市町村は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 [教育局]
- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒分の食料の備蓄及び更新を行います。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。 [県民局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。
- 県は、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。 [県民局]

2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [県民局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [安全防災局]

3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]

○ 4 文化財の保護

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、県と市町村が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めます。 [教育局]

私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学選抜等には、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないように、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

○ (9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

○ (10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

(12) 情報提供、県民相談

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

第33節 文化財の地震防災対策

【関係機関】 県教育委員会、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市町村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市町村の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、

緊急時における対応体制を確立しておく。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市町村指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市町村を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市町村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の現状把握
- ・ 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
- ・ 災害時における文化財に係る対応方法の啓発及び指導